

地域特産物産地づくり緊急支援対策事業実施要領

(趣旨)

第1 地域特産物産地づくり緊急支援対策事業(以下「本事業」という。)は、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(平成24年4月1日施行・以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2 本事業は、本県の地域特産物である「葉たばこ、茶及びそば」をはじめ、「小豆・あわ・きび」及び「なたね、シモン芋、ヤーコン、薬用作物等の特用作物」の生産から販売に至るまでに必要な施設整備などを総合的に実施することを目的とする。

(事業内容等)

第3 本事業の事業内容、事業主体、補助率及び採択基準等は、別紙1のとおりとする。

(事業実施計画の承認申請)

第4 要項第3条の事業実施計画書は、様式1、様式2及び様式3によるものとする。

(事業実施計画の変更申請)

第5 要項第5条第1項の事業実施内容の変更は、様式1、様式2及び様式3によるものとする。

(補助金等の交付申請)

第6 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、様式1、様式2及び様式3によるものとする。

(補助金等の変更交付申請)

第7 要項第8条第2項の事業変更計画書は、様式1、様式2及び様式3によるものとする。

(補助金等交付決定前着工)

第8 要項第9条に規定する補助金等交付決定前着工承認申請書は、様式4によるものとする。

(実績報告)

第9 要項第13条第2項第1号の事業実績報告書は、様式2、様式5及び様式6によるものとする。

(財産処分の制限)

第10 要項第17条に規定する別に定める期間は、別紙2に定める期間とする。

(雑則)

第11 事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月26日から施行し、令和7年3月26日から適用する。

この要領は、令和8年3月16日から施行する。ただし、令和7年度交付決定事業は、なお従前の例による。

様式1 (第4、第5、第6、第7関係)

〇〇年度地域特産物産地づくり緊急支援対策事業実施(変更)計画書(但し、茶園台切り更新は除く)

第1 事業の概要

市町村名			実施地区名					
事業主体名 (代表者氏名)			受益農家数	戸	内認定農業者	人		
			受益面積	a	内認定志向者	人		
事業の目的	市町村及び地域の現状、問題点や課題、事業実施の必要性及び事業実施の目的(期待される事業効果)等について、記述すること。							
事業種目	補助率	事業内容	事業量 (面積、台数等)	事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	県補助金 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)
総事業費 (円)		総補助対象事業費 (円)	総県補助金 (円)	総市町村費 (円)	その他 (円)			
うち消費税等相当額 ()								

複数の事業種目、事業内容に取り組む場合は、内容ごとに適宜行を追加して記入すること。

事業着手・予定年月日及び事業完了・予定年月日

年 月 日着手・予定
年 月 日完了・予定

第2 対象品目の作型及び施設等の利用計画

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考

播種、定植、収穫、摘採など (その他必要な作業・事項も、記号等によって適宜示すこと 特に導入施設・機械関連作業)

第3 事業効果（現状及び5年後の目標）

共通様式

効果指標	現状（ 年度）	目標（ 年度）	備考（左の効果の考え方・根拠）

（注）1 「効果指標」については、単価（円/kg）、収量向上（kg/10a）、販売額（円/10a）、労働時間等の指標を記入し、備考欄には効果の考え方・根拠を記述すること。

2 「効果指標」が複数ある場合は、行を追加して記入すること。

3 「現状」の欄は、把握している直近の数字を記入。「目標」は5年後とする。

第4 受益農家一覧

番号	氏名	現状（ 年度）		目標（ 年度）		年齢	労働力 （人）	認定農業者 の認定状況 （認定年 度）	後継者の有 無 （有の場合 は年齢、就 農年度等）	備考
		事業対象品目の作付面積（a）		事業対象品目の作付面積（a）						
		うち受益面積	うち受益面積	うち受益面積	うち受益面積					
計										

（注） 1 「現状」の欄は、把握している直近の数字を記入。「目標」は5年後とする。

2 複数の事業種目等があり、受益農家数等が異なる場合は、備考欄に種別を記入すること。

添付資料

- 1 事業実施地区の位置図（役場、農協等の位置、施設の設置場所、受益地等を示したもの）、受益地の形状や位置関係等が分かる詳細な地図
- 2 機械・施設等の規模決定根拠
- 3 機械・施設等の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書、導入機械・施設等のカタログ
- 4 規約（事業主体が農業協同組合、地域計画の目標地図に位置づけられた担い手（個別の農業者）の場合を除く）
- 5 その他説明資料

様式2 (第4、第5、第6、第7、第9関係)

〇〇年度地域特産物産地づくり緊急支援対策事業(茶園台切り更新)(事業実施、変更計画、実績)書

第1 事業の目的

市町村及び地域の現状、問題点や課題、事業実施の必要性及び事業実施の目的(期待される事業効果)等について、記述すること。

第2 事業の概要

市町村名		実施地区名			
事業主体名 (代表者氏名)		受益農家数	戸	内認定農業者	人
				内認定志向者	人
		受益面積	m ²		
補助金額	円				

事業着手・予定年月日及び事業完了・予定年月日

年 月 日着手・予定
年 月 日完了・予定

添付資料

- 1 事業実施地区の位置図(役場、農協等の位置、施設の設置場所、受益地等を示したもの)、受益地の形状や位置関係等が分かる詳細な地図
- 2 規約(事業主体が農業協同組合、地域計画の目標地図に位置づけられた担い手(個別の農業者)の場合を除く)
- 3 その他説明資料

様式3 (補助事業者作成)

年度地域特産物産地づくり緊急支援対策事業 計画承認・補助金交付申請一覧表

所属名: _____

事業主体名	作物名	事業内容 (事業量)	受益戸数 (戸)	受益面積 (a)	事業費(円) 税込	負担区分(円)			地域計画の目標地図への 位置づけ (事業主体が地域計画 の目標地図に位置づけ られた担い手の場合に 記載)
						県補助金	市町村費	その他	
						0		0	
						0		0	
						0		0	
						0		0	
						0		0	
						0		0	
						0		0	
						0		0	
計					0	0		0	

1 添付資料

- (1) 事業主体毎及び事業種目毎の事業実施計画書(様式1、様式2)
- (2) 地域計画及び担い手一覧(事業主体が地域計画の目標地図に位置づけられた担い手の場合)

2 市町村による証明

地域計画に位置づけ見込みの担い手については、事業実施年度内に地位計画の担い手として位置づけられることが確実であることを証明する。

様式 4 (第 8 関係)

番 号
年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 様

住所
(申請者)
氏名

年度地域特産物産地づくり緊急支援対策事業補助金等
交付決定前着手承認申請書

年度地域特産物産地づくり緊急支援対策事業について、別記条件を了知のうえ、交付決定前に着手したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第 9 条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業量
- 3 事業費
- 4 事業主体
- 5 着工予定年月日
- 6 竣工予定年月日
- 7 補助金等交付決定前着手を必要とする理由
- 8 工程表

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式 5 (第 9 関係)

〇〇年度地域特産物産地づくり緊急支援対策事業実績報告書 (但し、茶園台切り更新は除く)

第 1 事業の実績

市町村名			実施地区名					
事業主体名 (代表者氏名)			受益農家数	戸	内認定農業者	人		
			受益面積	a	内認定志向者	人		
事業の目的	市町村及び地域の現状、問題点や課題、事業実施の必要性及び事業実施の目的 (期待される事業効果) 等について、記述すること。							
事業種目	補助率	事業内容	事業量 (面積、台数等)	事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	県補助金 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)
総事業費 (円)		総補助対象事業費 (円)	総県補助金 (円)	総市町村費 (円)	その他 (円)			
うち消費税等相当額 ()								

複数の事業種目、事業内容に取り組む場合は、内容ごとに適宜行を追加して記入すること。

第 2 事業着手年月日及び事業完了年月日

年 月 日着手
年 月 日完了

添付資料

- (1) 当該作物の振興計画を添付すること。
- (2) 出来高設計書を添付すること。
- (3) その他説明資料

別紙1（第3関係）
地域特産物産地づくり緊急支援対策事業

事業種目	事業の内容	事業対象作物	事業主体	補助率	採 択 基 準
<p>①小規模土地基盤整備</p> <p>②施設・機械整備</p> <p>③茶園台切り更新</p>	<p>事業効果が十分発現することが見込まれること。</p> <p>園地改良（区画整理、天地返し、暗渠等）、新植及び改植</p> <p>（施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 育苗施設及び栽培施設（パイプハウス及び茶園被覆資材に限る）、農作物被害防止施設及びその附帯施設、その他省エネに係る施設 <p>（機械）</p> <ul style="list-style-type: none"> 乾燥調製機械、処理加工機械、定植機、作業管理機、土壤消毒機、溝掘り機、堆肥散布機、防除機、収穫機、その他専用管理機械 附帯機械 機械の機能強化 <p>ハンマーナイフモア等の機械を使用して、地際から地上15センチメートルまでの高さで茶樹を切断する茶園の台切り更新</p>	<p>葉たばこ</p> <p>茶</p> <p>そば</p> <p>小豆</p> <p>きび</p> <p>あわ</p> <p>なたね（油料用）</p> <p>ごま</p> <p>シモン芋</p> <p>ヤーコン</p> <p>薬用作物</p> <p>サンショウ</p> <p>ギンナン</p> <p>加工用かんしょ</p>	<p>市町村</p> <p>農業協同組合</p> <p>市町村・農業協同組合等が組織する団体</p> <p>農業者の組織する団体等</p> <p>地域計画の目標地図に位置づけられた担い手</p>	<p>3分の1以内</p> <p>但し、①小規模土地基盤整備のうち、県育成茶品種「熊本T001」の新改植および、②施設・機械整備のうち茶園被覆資材導入については、1/2以内とする。</p> <p>また、③茶園台切り更新については15千円/10aの定額補助とする。</p>	<p>本事業を実施する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象作物の振興計画が策定されていること又は策定が見込まれること（市町村又は農業協同組合、農業協同組合が組織する団体等が策定するもの） 市町村、農業協同組合、市町村・農業協同組合等が組織する団体、農業者の組織する団体等からの申請に当たっては受益戸数3戸以上とし、受益者の中に認定農業者又は認定を志向する農業者が含まれていること 地域計画の目標地図に位置づけられた担い手（事業実施年度内に地域計画へ位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）からの申請については、事業主体が地域計画の目標地図へ位置づけられた担い手であり、かつ、対象品目についておおむね1ha以上の経営面積を有していること 小規模土地基盤整備については、受益面積1ha未満とし、新植についてはその限りではない 新植及び改植は永年作物に限る 農作物被害防止施設については、4ha未満とする 機械は、原則として本体1台当たり取得価格50万円以上を対象とする 附帯機械については、本体と同時に導入する場合に限る 機械の機能強化については、事業費が30万円を超える場合に限る

別紙 2 (第 1 1 関係) 財産処分の制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間 (年)
施設整備等の分類	財産の名称、構造等	
小規模土地基盤整備	園地改良 (区画整理、天地返し、暗渠等) 新植・改植	8 年 15 年
施設整備	パイプハウス	8 年
	農作物被害防止施設 育苗施設及び栽培施設に係る機械器具	7 年
機械整備	乾燥調製機械、処理加工機械、定植機、 作業管理機、土壌消毒機、溝掘り機、 堆肥散布機、防除機、収穫機、その他専用 管理機械	7 年

その他の財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則 (昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号) 第 5 条に定める期間を準用する。